

令和7年度大分県地域牽引企業創出事業経営支援委託業務 応募要項

本要項は、大分県地域牽引企業創出事業において認定した地場中小企業の中期経営計画達成を目的とした経営支援の実施にあたり、広く企画の提案者を公募し、契約者を選考するために定めるものです。

1 契約に付する事項

(1) 業務名

令和7年度大分県地域牽引企業創出事業経営支援委託業務

(2) 委託仕様書

別紙のとおり

(3) 契約の履行期限

契約の日から令和8年3月31日まで

(4) 限度額

3,300千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

(1) 県が委託する事業を的確に遂行する能力を有する法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※本要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

3 提出書類

企画提案競技に参加を希望する者は、次のすべての書類を提出してください。

○企画提案の提出書類（6部（ア～カ）、1部（キ～ケ））

- ア 企画提案書（様式１） ※押印省略可
- イ 提案者概要書（様式２）
- ウ 事業内容（様式３）
- エ 事業費積算書（様式４）
- オ 経営支援実績（様式５）
- カ 直近１年間の事業報告書、収支計算書等（書式は自由です。）
- キ 誓約書（様式６） ※押印省略可
- ク 定款（原本証明必要）
- ケ 登記簿謄本（コピー不可）

4 企画提案書の提出

上記３の提出書類については、次のとおり提出してください。

- （１）提出期限
令和７年１１月２１日（金）午後５時まで（必着）
- （２）提出方法
持参または郵送により、下記の提出先に提出してください。
- （３）提出先
大分県商工観光労働部経営創造・金融課
〒870-8501 大分市大手町３－１－１
電話 097-506-3223 FAX 097-506-1882

5 企画提案書の審査及び結果の通知

- （１）提案書の審査
大分県地域牽引企業創出事業経営支援委託業務審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が評価点方式による順位付け及び協議を行い、受託者を選定します。
- （２）プレゼンテーション
審査委員会の審査の際、提案者によるプレゼンテーションを実施します。
プレゼンテーションは、令和７年１２月４日（木）午後、県庁本館７階７１会議室にて実施予定です。
また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
- （３）審査基準
概ね次のとおりです。
 - ① 経営支援と進捗管理の手法は妥当なものか。企画提案内容が現実的で、実施可能なものか。（30点）
 - ② 中小企業の経営支援に係る知見、ノウハウ、支援実績を有し、その成果を十分に持っているか。（15点）
 - ③ 対象企業の経営支援等を円滑に行うための組織・体制があるか。（15点）
 - ④ 県内外の企業、支援者情報を持っており、そのネットワークを活用した支援も期待できるか。その他、組織体制の整備や内部改善等の支援も期待できるか。（40点）

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、後日、提案者あて通知します。

なお、審査等に関する照会、問い合わせには、一切応じられません。

6 業務委託契約の締結

県は、審査の結果、受託者として選定された者と、事業内容及び委託金額について双方協議のうえ、大分県契約事務規則に基づき、業務委託契約を締結します。

なお、審査の結果を踏まえて、提案内容及び金額の変更を求めることがあります。

7 受託者の変更

契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、または、業務遂行能力がないと認められる場合等は、契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとします。

8 その他企画提案等にかかる留意事項

(1) 説明書の承諾

提案者は、企画提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しません。この企画案にかかる審査以外には使用しません。

(3) 提案書類の追加、修正等

一旦提出された提案書類の差し替え及び追加、削除は理由の如何に関わらず一切認めません。

(4) 提案にかかる費用負担

提案書類の作成及び提出等に要する費用は提案者の負担とします。

(5) 提案者の欠格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

①提案書類の提出期限を過ぎた場合

②提案に参加する資格がない者が提案したとき

③住所、氏名若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合

④その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

(6) 提案書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡してください。

9 事業報告等

(1) 事業実施者は、実施状況について、別途指定する形式で報告書を作成し、知事あて提出すること。

- (2) 知事は、報告書を受領した場合、その内容を検査し、必要があるときは事業実施者に報告を求め、または、大分県職員に事務所への立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、もしくは関係者に質問させるなど必要な調査を行うことができる。

10 留意事項

- (1) 県は、受託者に対して、事業の実施状況等を勘案し、実施内容の変更を指示することができること。
- (2) その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県会計規則及びその他の大分県が制定する関係条例規則等に従うこと。

11 本企画提案競技に関する問い合わせ先

大分県商工観光労働部経営創造・金融課 経営革新班（担当：片平、小泉）
〒870-8501 大分市大手町3-1-1 大分県庁本館7階
電話 097-506-3223 FAX 097-506-1882

【問い合わせ受付期間】

令和7年10月24日（金）から令和7年11月20日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで